

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 公園緑地課

許認可等の内容	公園施設の設置又は管理の許可	
根拠法令等及び条項	都市公園法第5条第1項	
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査基準	根拠条項	都市公園法第5条第2項、栃木市公園条例第8条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	昭和31年 4月20日設定 平成29年 5月12日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>	